

1 命令等の題名

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

2 根拠となる法令の条項

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第35条第3項第1号

3 改正の内容

大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許に係る技能教習を受ける者であって、当該教習に用いられる自動車を運転することができる第一種免許を現に受けているものに対する1日の技能教習時間の上限を1時限引き上げる。

	改正前	改正後
基本操作及び基本走行	3時限（3時限の連続不可）	4時限
応用走行	3時限	4時限

4 施行期日

公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。